

学校の教員は、なぜ保護者対応をしなければいけないのか。そんなことは当たり前だと言われそうである。だが、きちんとした理由がある。普段は、そのことを考えないだけである。理由は、法的責任があり、制度的なものとなっているからである。保護者が親権を持っているからである。成人に達しない子どもに対して、その父母などが持つその子に関する身分上、および財産上の権利、義務という「親権」が大きく関わっているためである。

我が家の長女が成人を迎え、この前、成人式に参加した。ということは20歳である。成人と言えば、20歳と決まっていた。ところが、このような成人式は今年まで、というような話が聞こえてきた。そのときは、なぜなんだと思った。しばらくして、ああそうかと理解した。

親権はいつ喪失されるかと言えば、一般的には子どもが成人するときとなる。既に、民法は改正されており「成人年齢」が2022年4月1日から20歳ではなく満18歳となる。選挙権と同様に、極めて重要な改正である。

何かと未成年か成人かの問題は大きい。理由は親権が及ぶか及ばないかである。成人してしまえば、親権は子どもには及ばない。例えば、高校であれば、生徒との合意が優先され、極論すれば、保護者とそれ以上話し合う必要性はなくなる。令和4年度の高校3年生は、4月生まれから順に成人していく。

成人年齢を18歳に引き下げる背景には、若い世代の自己決定権を尊重し、若者の社会参加を促すねらいがある。世界的に見れば、日本のような20歳成人の国の方が少数派である。18歳成人とする国が多数を占めている。

18歳成人となると、携帯電話の契約、クレジットカードの契約、一人暮らしの部屋を借りる契約などが、親の同意がなくても可能となる。一方、飲酒や喫煙、競馬や競輪は、従来通り20歳からとなる。

成人式はどうなるのか。高校3年生で成人式に参加する。すると、1月は受験シーズンの真っ最中であり、参加者が激減する可能性がある。就活中の高校生もいる。また、高校3年生の冬は、受験費用や入学金、引っ越し費用など、何かと出費がかさむ時期である。それに加えて、成人式の振袖費用を捻出するとすると、厳しいものがある。

もし、2023年の成人式が18歳から20歳を対象とした場合、3学年分の成人式を行わなければならないのだろうか。想像しただけで、大変なことになりそうである。3倍広い会場の確保、あるいは3部制、振袖の予約など、いったいどうなるのか。

成人式の開催年齢は、民法改正後も基本的には各自治体の判断に委ねられている。成人式の対象年齢は法律に定めがない。現在、検討している最中であろう。福島市の成人式は、今後も20歳を迎える方を対象に開催し、名称や開催方法はこれからだそうである。市政だよりにそう書いてあったのだが、その後、「福島市20歳のつどい」として開催されることになったようである。

やはり、18歳で成人したとしても、成人式は20歳のままでというのがいいのではなかろうか。成人式の後の同級会的な集まりが楽しみなのであろうから、集まった仲間と成人の門出を祝して、みんなで「乾杯！」といきたいところだろう。

頭の固い大人としては、高校3年生で成人という世の中に早く慣れなければと思うのである。教育も、この新たな制度に合わせていかなければならない。2年早まるのは大きい。